

糸魚川市駅北大火被災者説明会

期日：平成29年2月26日(日)

場所：ヒスイ王国館2階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 市からの説明

(1) 復興まちづくりの検討状況

—質疑応答—

(2) 個別意向調査の実施について

—質疑応答—

4 その他

5 閉 会

■ 課題整理における 3 つの視点「災害に強いまち」「賑わいのあるまち」「住み続けられるまち」

※本資料は、地域の課題を解決するための手法の一例を掲載しているものです。

【災害に強いまちに向けた課題】

- ・「大火を二度と繰り返さない」、「災害に強い」安全な市街地再生に向け、根幹となる**道路網の整備**、**密集市街地の解消**、**公園や緑地の確保**、**建物の不燃化**を促進することが課題である。

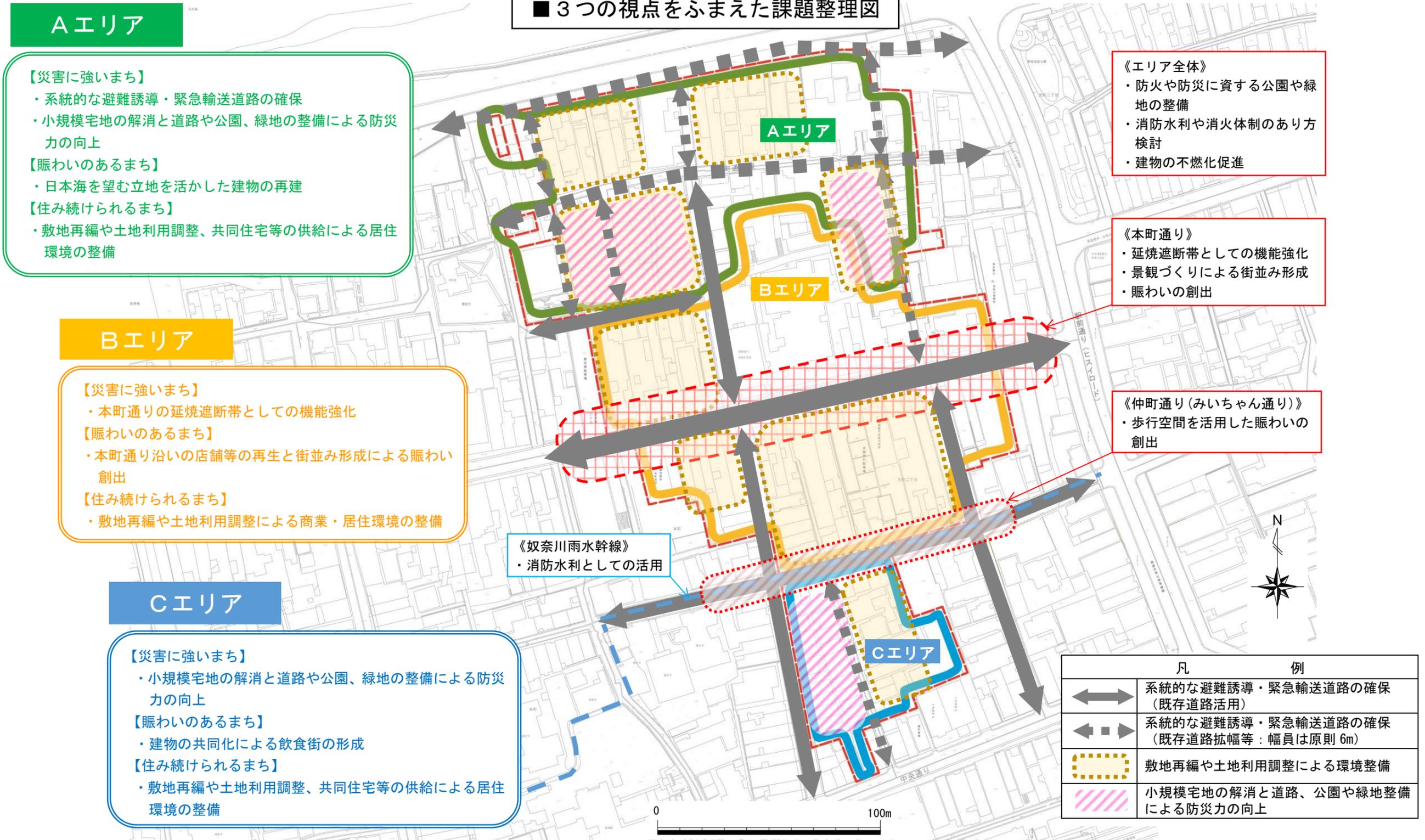
【賑わいのあるまちに向けた課題】

- ・糸魚川市の中心市街地として、交流と賑わい・活力あるまちの再生に向けて、特に**本町通り沿線(Bエリア)**を中心とした**賑わいの再生と機能充実**が課題である。

【住み続けられるまちに向けた課題】

- ・人口と世帯数が減少し、高齢者数が約半数を占めているほか、個別利用が難しい小規模宅地も多い。
- ・まちなか居住を推進し、**多世代が安心して住み続けられるまち**として、**居住環境の整備**や**多様な住宅を供給**することが課題である。

■ 3 つの視点をふまえた課題整理図



Aエリア

- 【災害に強いまち】
- ・ 系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保
 - ・ 小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上
- 【賑わいのあるまち】
- ・ 日本海を望む立地を活かした建物の再建
- 【住み続けられるまち】
- ・ 敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

Bエリア

- 【災害に強いまち】
- ・ 本町通りの延焼遮断帯としての機能強化
- 【賑わいのあるまち】
- ・ 本町通り沿いの店舗等の再生と街並み形成による賑わい創出
- 【住み続けられるまち】
- ・ 敷地再編や土地利用調整による商業・居住環境の整備

Cエリア

- 【災害に強いまち】
- ・ 小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上
- 【賑わいのあるまち】
- ・ 建物の共同化による飲食街の形成
- 【住み続けられるまち】
- ・ 敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

《エリア全体》

- ・ 防火や防災に資する公園や緑地の整備
- ・ 消防水利や消火体制のあり方検討
- ・ 建物の不燃化促進

《本町通り》

- ・ 延焼遮断帯としての機能強化
- ・ 景観づくりによる街並み形成
- ・ 賑わいの創出

《仲町通り(みいちゃん通り)》

- ・ 歩行空間を活用した賑わいの創出

《奴奈川雨水幹線》

- ・ 消防水利としての活用

凡	例
↔	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保(既存道路活用)
↔ - ↔	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保(既存道路拡幅等：幅員は原則 6m)
⋯	敷地再編や土地利用調整による環境整備
〰	小規模宅地の解消と道路、公園や緑地整備による防災力の向上

Aエリア

【災害に強いまち】

- ・ 系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保
- ・ 小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上

【賑わいのあるまち】

- ・ 日本海を望む立地を活かした建物の再建

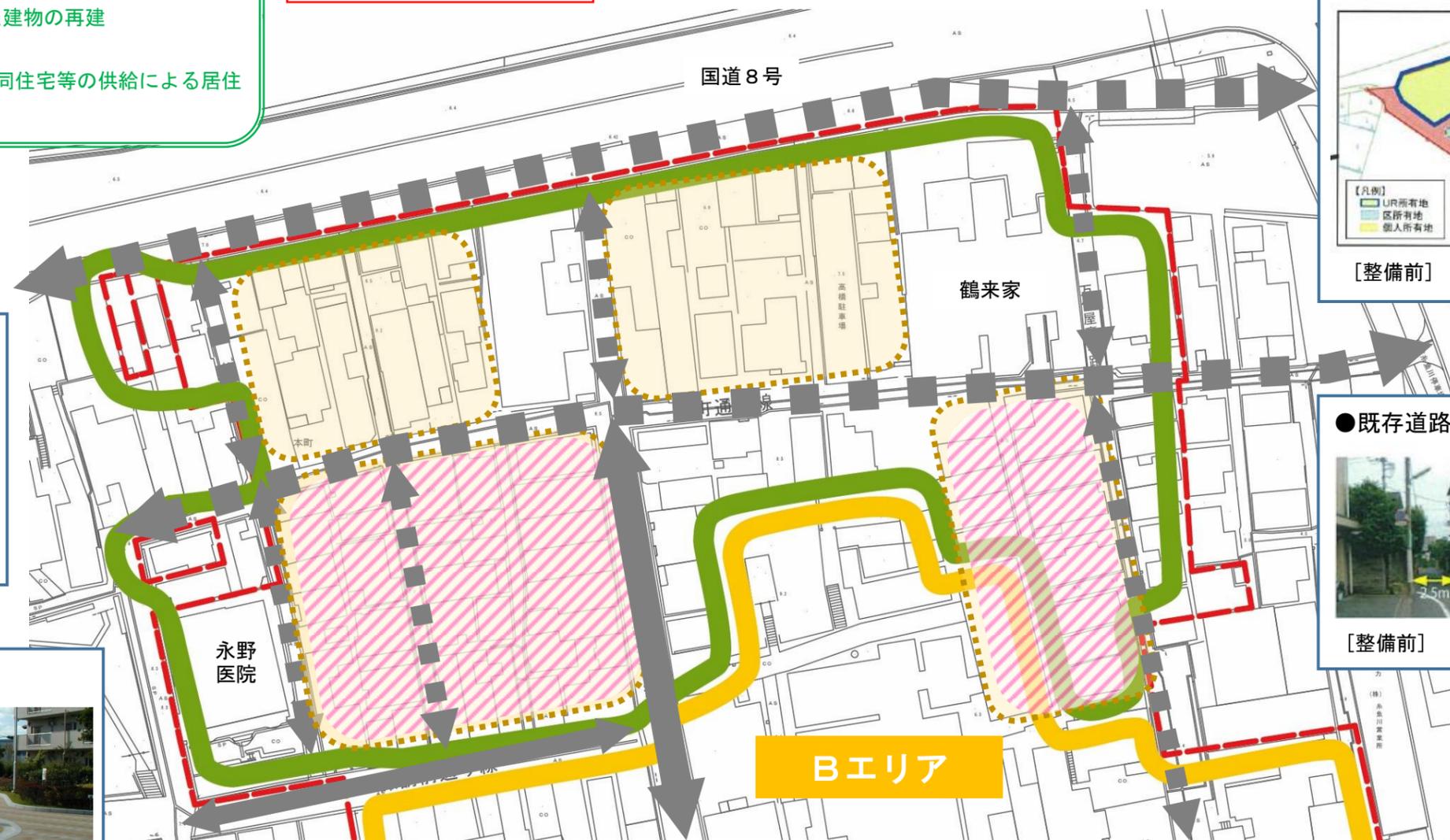
【住み続けられるまち】

- ・ 敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

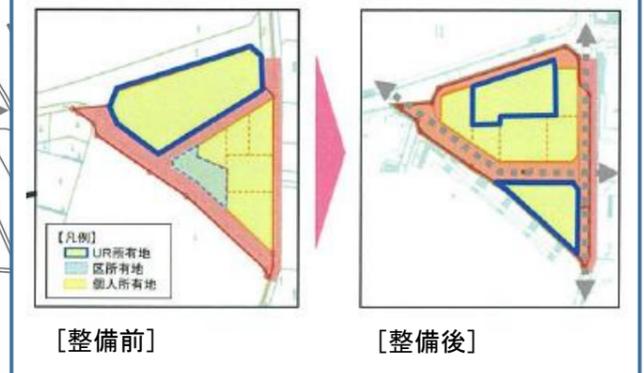
《エリア全体》

- ・ 防火や防災に資する公園や緑地の整備
- ・ 消防水利や消火体制のあり方検討
- ・ 建物の不燃化促進

※本資料は、地域の課題を解決するための手法の一例を掲載しているものです。



●敷地再編による環境整備



●小規模広場



●既存道路の拡幅整備



●公園



●共同住宅



凡	例
	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路活用)
	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路拡幅等：幅員は原則 6m)
	敷地再編や土地利用調整による環境整備
	小規模宅地の解消と道路、公園や緑地整備による防災力の向上



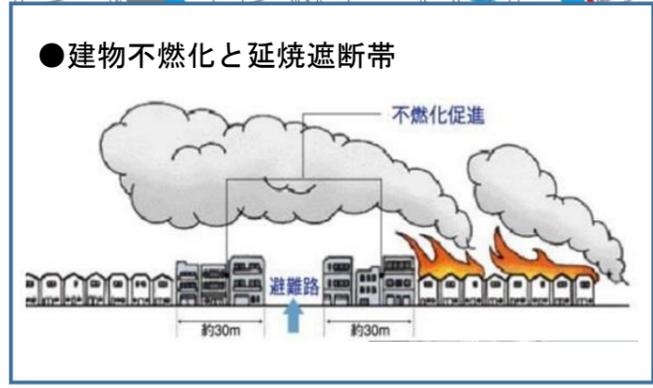
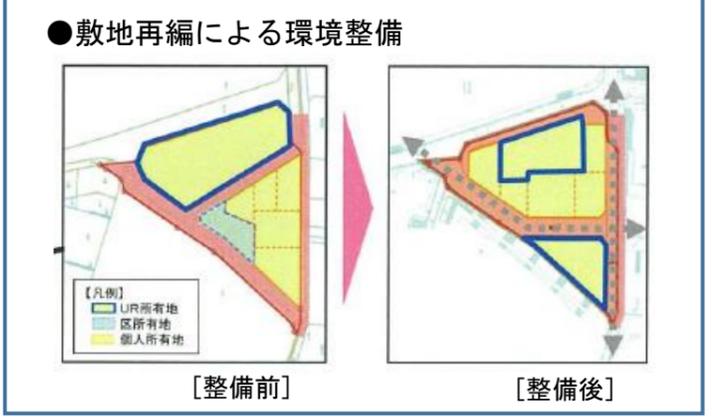
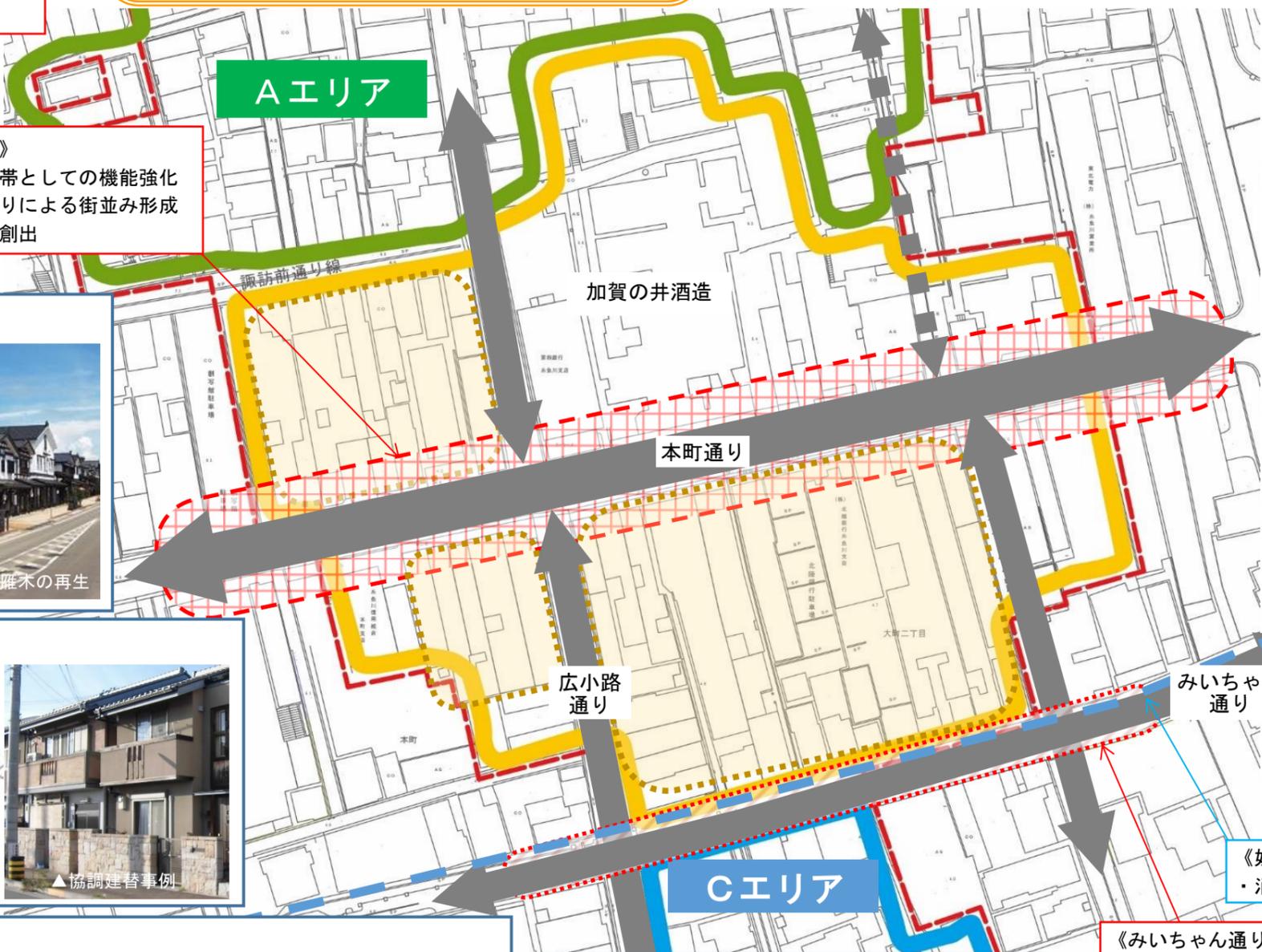
Bエリア

- 《エリア全体》
- ・防火や防災に資する公園や緑地の整備
 - ・消防水利や消火体制のあり方検討
 - ・建物の不燃化促進

- 【災害に強いまち】
- ・本町通りの延焼遮断帯としての機能強化
- 【賑わいのあるまち】
- ・本町通り沿いの店舗等の再生と街並み形成による賑わい創出
- 【住み続けられるまち】
- ・敷地再編や土地利用調整による商業・居住環境の整備

※本資料は、地域の課題を解決するための手法の一例を掲載しているものです。

- 《本町通り》
- ・延焼遮断帯としての機能強化
 - ・景観づくりによる街並み形成
 - ・賑わいの創出



- 《みいちゃん通り》
- ・歩行空間を活用した賑わいの創出

- 《奴奈川雨水幹線》
- ・消防水利としての活用

凡	例
←→	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路活用)
←■→	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路拡幅等：幅員は原則 6m)
⋯⋯	敷地再編や土地利用調整による環境整備
////	小規模宅地の解消と道路、公園や緑地整備による防災力の向上



Cエリア

※本資料は、地域の課題を解決するための手法の一例を掲載しているものです。

【災害に強いまち】

- ・小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上

【賑わいのあるまち】

- ・建物の共同化による飲食街の形成

【住み続けられるまち】

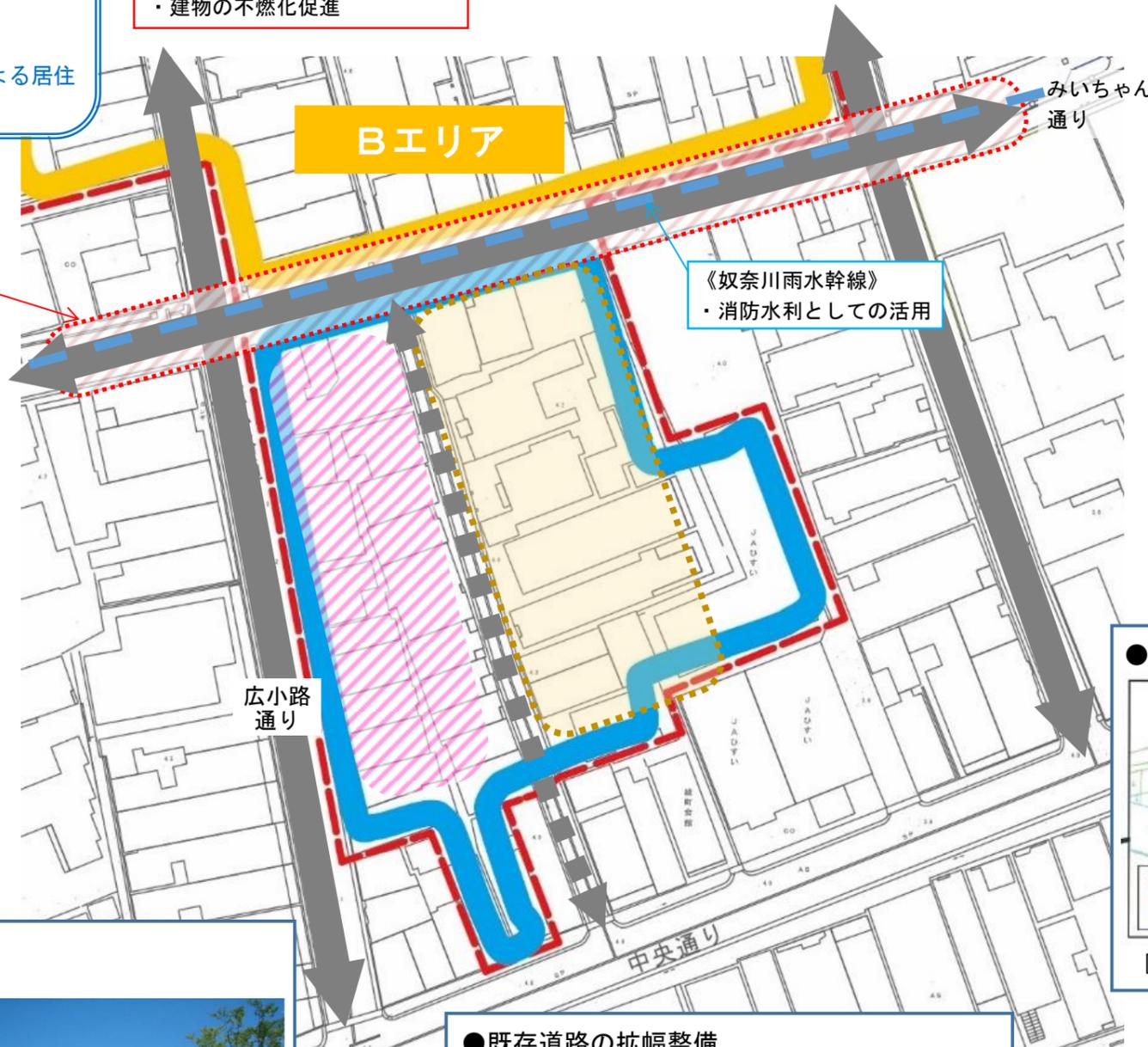
- ・敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

《エリア全体》

- ・防火や防災に資する公園や緑地の整備
- ・消防水利や消火体制のあり方検討
- ・建物の不燃化促進

《仲町通り(みいちゃん通り)》

- ・歩行空間を活用した賑わいの創出



●小規模広場



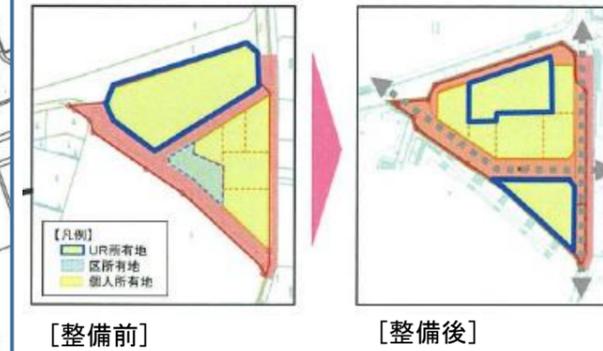
●共同住宅



●建物共同化



●敷地再編による環境整備



●既存道路の拡幅整備



凡	例
	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路活用)
	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保 (既存道路拡幅等：幅員は原則 6m)
	敷地再編や土地利用調整による環境整備
	小規模宅地の解消と道路、公園や緑地整備による防災力の向上



被災者の皆さまへ

糸魚川市駅北大火の被災区域における建築行為の見合わせについて（お願い）

この度の駅北大火により被災した皆様に心からお見舞いを申し上げます。

糸魚川市では、全国からたくさんのご支援とご協力をいただきながら、この災害からの復興に向けて全力で取り組んでおります。

さて、本災害からの復興にあたり、皆様からのご協力を得まして、再建に関する意向調査を実施いたしましたところ、多くの方から被災区域内で、住宅等の建物を再建したいとの声をお聞きしました。

市では、これらの声にお応えするべく、スピード感をもって復興まちづくりにあたることとしており、復興への道筋を示すマスタープランである「復興まちづくり計画」を夏までに策定することとしております。

つきましては、被災した区域内では、建物の修繕を除き、住宅等の建物の新築や改築などの建築行為を当面の間、見合わせていただきますようお願い申し上げます。

今後も、皆様のご意見やご意向をお伺いしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この「お願い」は、建築基準法に基づく建築制限ではないことを申し添えます。

平成 29 年 2 月 26 日

糸魚川市長 米 田 徹

問合先

糸魚川市産業部建設課建築住宅係

（担当：猪股・久保田）

電話 025-552-1511（代表）内線 2375

平成 29 年 2 月 26 日

被災者・被災事業者 各位

糸魚川市駅北大火対策本部
糸魚川市産業部復興推進課

糸魚川市駅北大火被災者個別意向調査の実施について

このたびの大火にともない、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。さて、市では今後の復興まちづくり計画策定に向けて、2月19日に開催した全体説明会及び2月26日開催のブロック別説明会でお示した復興まちづくりの方針を踏まえながら、皆様の再建に関するご意向やご意見をお伺いし、計画に反映することを目的に、下記のとおり個別の意向調査を実施したいと存じます。

ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、調査にご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2月27日(月)・2月28日(火)・3月4日(土)・3月5日(日)
各日とも、
午前： 9時から12時 午後： 13時から16時
夜間： 17時から19時

上記いずれかの日時でご都合のつく時間帯にお越しください。
(ただし、3月5日(日)の夜間を除きます)

2. 会 場 ヒスイ王国館2階ホール
3. 調査内容 別紙(個別意向調査での確認事項について)をご覧ください
4. その他
- ・ご都合により個別意向調査にお越しになれない方には、別途ご連絡申し上げます。
 - ・調査は、市が株式会社サンワコン(本社:福井県)の協力を得て実施します。

◎問合せ先：糸魚川市駅北大火対策本部
糸魚川市産業部復興推進課
電話：025-552-1511

●個別意向調査での確認事項について

1. 第1回意向調査内容の再確認

- ・建物所有者を対象に行った第1回意向調査で確認した内容について、再確認させていただきます。（土地のみ所有、借家の方は今回が初めてとなります）

2. 登記内容等の確認（土地を所有されている方）

- ・現在所有されている土地について、登記内容に基づき、面積等を確認させていただきます。

3. 借地内容の確認（借地されている方）

- ・現在、借地されている面積等（お分かりになるようであれば契約上の面積）について、確認させていただきます。

4. 再建意向等の再確認（お住まいの方・ご商売をされている方）

- ・繰り返しになり大変申し訳ございませんが、現時点での再建意向や再建時期、再建に向けた課題などについて、改めて確認させていただきます。
- ・また、店舗と住宅を併用した建物で被災された方には、店舗継続の意向等についても確認させていただきます。

5. 土地利用意向等の確認（土地のみを所有されている方）

- ・駐車場など、現在の土地活用について、継続して活用するご意向があるか確認させていただきます。（継続しない場合の土地の活用意向や売却意向を含む）

6. 区域内で共同（賃貸）住宅等が建設された場合の入居の可能性（お住まいの方）

- ・「再建を考えているが、条件があれば共同住宅に住みたい。」、「転出意向であるが、高齢者にやさしい共同住宅が建設されれば住み続けたい。」などのご意向があれば確認させていただきます、区域内での共同住宅等の需要を把握したいと考えています。

7. 区域内で共同（賃貸）店舗が建設された場合の入居の可能性（ご商売をされている方）

- ・「個別での再建を考えているが、条件があれば共同店舗で商売を再建したい。」、「転出意向であるが、魅力的な共同店舗が建設されれば出店してみたい。」などのご意向があれば確認させていただきます、共同店舗の需要を把握したいと考えています。

8. 再建に向けた基盤整備の方針について（土地・建物を所有されている方）

- ・道路拡幅の協力や敷地再編の必要性について、ご意向を確認させていただきます。

9. 再建にあわせた建物不燃化や街並み形成について

（本町通りに面して土地・建物を所有されている方）

- ・延焼をくい止める機能の強化や街並みの形成に向けて、建物の不燃化や道路からの後退、通りに面する建物デザインの統一（例：和風、雁木…）等に関するルールづくりの必要性等について、ご意見・ご意向を確認させていただきます。

10. 賑わいづくりに向けた新たな機能（施設）導入について（全ての方）

- ・賑わいの核となるような新たな施設（例：公共的な施設や商業施設など…）について、必要性や施設内容に対するご意見・要望等をお聞かせください。

11. その他

- ・最後に、復興まちづくりに関してご意見があればお聞かせください。

糸魚川市駅北大火に係る糸魚川市災害義援金の第2次配分計画

1 配分原資

糸魚川市が受け付けた義援金	389,951,785円 (平成29年2月20日現在)
新潟県配分委員会義援金送付額	107,035,516円 (平成29年2月17日現在)
義援金合計額	496,987,301円
第1次配分見込額	200,000,000円
第2次配分予定額	296,987,301円

2 配分方針

- (1) 大火により被害を受けた建物に居住していた者又はその建物で事業を営んでいた者及びその建物の所有者に対し、見舞金として配分
- (2) 被災地区の区民が、区外に一時転居したことによる区費等の被災地区への支援
- (3) 被災者生活再建支援法の支援が及ばない、事業用建物等の再建築支援
- (4) 住宅再建築支援

3 配分

(1) 見舞金としての配分

① 配分単価

単位:千円

番 号	①	②	③	④	⑤	⑥
対象者 建物の被害	自己所有の住宅 (店舗併用住宅を含む)に住んでいた者	自己所有の建物で事業を営んでいた者	貸家、アパート、貸事務所、貸店舗の所有者	貸事務所、貸店舗で事業を営んでいた者	貸家、アパートに住んでいた者	左記以外の住宅(空家)等所有者
全壊	1,000	1,000	500	500	500	200
大規模半壊	1,000	1,000	500	500	/	/
半壊	500	500	250	250	/	/
一部損壊	100	100	50	50	/	/

ア 第1次配分で実施した世帯員加算は実施しない。

イ ⑥のうち、ガス水道を開栓し、常時使える状態にしてあった住宅については、500千円加算する。

ウ イのうち、頻繁な利用が確認できた住宅については、500千円加算する。

② 配分金額 112,500千円

(2) 被災地区支援

① 配分金額 2,995千円

(3) 事業用建物等の再建築支援

① 内容

被災者生活再建支援法の対象にならない事業用建物・空家等を所有していた者が、新たに糸魚川市内に再建築する場合に支援します。

また、今まで貸事業所、貸店舗等で事業を営んでいた者が、新たに事業用建物を建築（取得）する場合も支援します。

② 配分単価

2,500 千円

ただし、取得価格が配分単価を下回る場合は、取得価格を限度とします。

(4) 住宅の再建築支援

① 内容

被災者生活再建支援法により住宅建築（取得）による加算支援金を受ける者に支援します。

② 配分単価

1,000 千円

ただし、取得価格から生活再建支援法による加算支援金を控除した額が配分単価を下回る場合は、取得価格から生活再建支援法による加算支援金を控除した額を限度とします。

4 配分予定額

約 280,000 千円

5 支払方法等

(1) 見舞金としての配分については、第1次配分で把握している対象者に口座振替により支払います。

(2) 被災地区支援については、詳細を各地区区長と協議します。

(3) 事業用建物等の再建築支援については、事前にご相談ください。なお、事業用建物については商工農林水産課企業支援室、事業用建物以外の建物については福祉事務所で受け付けます。

(4) 住宅の再建築支援については、生活再建支援法による加算支援金申請時に併せて申請していただくものとし、既に加算金申請手続きを済ませている場合は、別途お知らせします。

問合先

糸魚川市市民部福祉事務所

糸魚川市産業部商工農林水産課企業支援室

電話 025-552-1511 (代)

メール fukushi@city.itoigawa.niigata.jp